



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

加藤 泰弘

学習指導要領が目指す書写・書道教育

現行の学習指導要領は、小学校が平成23年度、中学校は平成24年度より完全実施され、高等学校は平成25年度から年次進行で実施されています。本連載では、現行の教育課程が目指す書写・書道教育の視点を紹介していきます。

前回（平成28年10月号）は、高等学校芸術科書道における「総合的に書への理解を図る」授業計画の在り方について述べました。今回は、「言語活動の充実」の観点から、授業改善の視点を取り上げます。また、学習指導要領の改訂に向けた議論について取り上げ、解説していきます。

一 書道教育における「言語活動の充実」

現行の学習指導要領においては、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等を育成することが求められています。その学習過程において、国語科で培った能力を基本に、芸術科書道の目標を達成するために「言語活動の充実」を図ることとなっています。

文部科学省では、平成24年6月に「言語活動の充実に関する指導事例集」を発行し、言語活動の充実を図ることについての経緯や基本的な考え方を示しました。また、資料1のように各教科における指導充実のための具体的な留意事項や方向性について解説しています。

○「言葉」の選定から表現を構想していく活動において

私たちは、普段「文字を書く」と

資料1 教科等の特質を踏まえた指導の充実及び留意事項・〈芸術〉〈書道〉

芸術科（書道）においては、表現や鑑賞の能力を育成する観点から、書こうとする言葉（素材）や意図にふさわしい表現を、書の古典を踏まえながら構想、工夫したり、制作過程で意見を交換して表現の深化を図ったり、作品について互いに根拠をもって批評し合ったりする学習活動を充実する。

○書こうとする言葉（素材）の選定場面において、自分の心に響く言葉（素材）を選ぶようにし、その内容にふさわしい表現を構想、工夫する。

○書の古典のもつよさや美しさを感じ、それを言葉で表現したり、評価したりする活動を通して、書の見方を広げ、書の伝統と文化について理解を深める鑑賞活動を充実する。

○作品の制作過程において、作品の制作意図や表現の工夫について意見を交換したり、完成した作品について互いに批評し合ったりする学習活動を充実する。

表現しますが、実際の生きた表現活動の場面では「言葉を書く」といった方が正確です。

書道教育においては、生徒の書への関心・意欲を高める観点からも、生徒の言葉の選定の場面を大切にすることが重要です。その際、国語科との連携を図ったり、生活の中で生まれた言葉を書き留めたノートを作成したりするなど、生徒が心に響く言葉を選定することができるよう授業展開を工夫することが重要です。

また、作品制作において、作品を構想する場面では、書こうとする言葉への思いや意図を言語化し、表現の輪郭や方向性を明確にしていくことが求められています。

○鑑賞における言語活動

書道教育においては、表現活動に重点がおかれ、鑑賞を中心とした授業の充実には課題があります。生涯にわたり、書を愛好する心情を育てる観点からも、鑑賞の授業を充実していくことが重要です。

鑑賞活動においては、まず、作品の良さや美しさを直感的に捉え、感じたことを言葉にすることが大切です。次に、字形、線質、筆使い、構成等を分析的に捉え、さらに筆者や歴史的背景等の知的理解からも、鑑賞を深めていくことが求められます。

また、生徒作品の鑑賞においては、作品の制作過程全体を振り返り、どのように作品を構想し、表現を工夫し、完成作品に至ったかについて意見交換をしていく活動などの充実が考えられます。

作品の変容過程を実感的に把握することで、次の表現活動に繋げることが大切となります。

二 学習指導要領の改訂の議論

平成26年11月20日、文部科学大臣からの中央教育審議会への「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」を受け、平成27年8月26日に、教育課程企画特別部会は「論点整理」を示しました。その後、学校段階別部会や各教

科等別ワーキンググループで議論を行い、平成28年8月26日には「次期学習指導要領等に向けた審議のまとめ」（以下「審議のまとめ」という）を示しました。これを受けて、本年度内には、小学校及び中学校の学習指導要領が告示されることとなっています。

文部科学大臣の諮問には、資料2のような内容が示されています。

資料2「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」（抜粋）

そのために必要な力を子供たちに育むためには、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのよう」に学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導方法を充実させていく必要があります。

この諮問が示されてから、各教科で、この「アクティブ・ラーニング」を取り入れた授業研究が盛んに行われるようになりました。指導方法の研究が深まるのは良いことですが、「審議のまとめ」では、「アクティブ・ラーニング」の視点を通じた授業改善の活性化を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現することを求めています。

書道教育においては、言語活動の充実を通して、対話的な学びを進め、表現や鑑賞の活動において、主体的に思考・判断し、言葉で表現して伝えることを重視し、一定の成果を上げてきました。

今一度、これまでの取組を検証し、課題を明確にして、深い学びを実現するための授業研究を推進することが求められていると言えるでしょう。

（次回に続く）

